

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」 ^{（注1）}
2	「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」 ^{（注2）}
3	死亡日における承継会社に係る次の書類
①	定款の写し
②	株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限ります。）
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{（注3）}
④	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注） 1 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には添付は不要です。

3 上記3③の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限り添付してください。

4 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

A	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
B	合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）